



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動



TOKYO 2020



TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES

東京2020 ゴールドパートナー（損害保険）

2017年12月1日以降始期用

海外旅行保険

留 学 生
プ ラ ン 用

旅行

このチラシは、海外の学校に留学*1する留学生、ワーキング・ホリデー*2向けオプションの概要をご紹介しますので、保険期間が32日*3から2年までの契約タイプが記載されています。詳細内容については「海外旅行保険パンフレット」をあわせてご確認ください。

- *1 留学とは、勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。
- *2 ワーキング・ホリデーとは、海外で一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を二国間で相互に認める制度をいいます。
- *3 保険期間が31日以内の場合は、留学生、ワーキング・ホリデー向けオプションのご契約はできません。

このような方におすすめします

- 留学、ワーキング・ホリデーでアパートやマンションを借りて滞在される方
- 扶養者に万一のことがあった場合でも留学が続けられるよう備えておきたい方（旅行目的が留学の場合のみ）



東京海上日動がおすすめする留学生、ワーキング・ホリデー向けオプションの概要

お店の商品を壊したり、
アパートの部屋を水浸し
にした場合

お支払いする
保険金の種類

留学生賠償責任保険金



アパート内の家財を盗ま
れたり、カメラを落として
壊した場合

お支払いする
保険金の種類

留学生生活用動産損害保険金



留学生の扶養者が事故
により死亡されたり、重
度後遺障害となった場合

お支払いする
保険金の種類

留学継続費用保険金

（留学生の場合のみ）



ご契約に関するご注意

傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡の「保険金をお支払いする主な場合」「保険金のお支払い額」「保険金をお支払いしない主な場合」および緊急医療相談サービスを含む東京海上日動のサービス体制の詳細内容については、「海外旅行保険パンフレット」をあわせてご確認ください。

あんしん
をプラス!

治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額「無制限」タイプをラインナップ!

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、次頁の表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。詳細については、『海外旅行保険パンフレット』をあわせてご確認ください。

ご契約金額と保険料

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご契約者と保険の対象となる方が異なり、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合には、S3タイプをご契約いただけませんのでご注意ください。



		【69歳以下】留学生、ワーキング・ホリデー向け					
		基本補償+留学生賠償責任+留学生生活用動産					
保険金額(ご契約金額)	基本補償	プラン1		プラン2		プラン3	
		契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ	契約タイプ		
	傷害死亡	5,000万円	S3	3,000万円	S2 ^{*1}	1,000万円	T2 ^{*1}
	傷害後遺障害	5,000万円	S3	3,000万円	S2 ^{*1}	1,000万円	T2 ^{*1}
	治療・救済費用	無制限	S3	無制限	S2 ^{*1}	3,000万円	T2 ^{*1}
	疾病死亡	1,000万円	S3	1,000万円	S2 ^{*1}	1,000万円	T2 ^{*1}
	留学生生活用動産	60万円		50万円		40万円	
	留学生賠償責任	1億円					

留学継続費用担保特約を セットされる場合^{*5}

保険金額および保険期間に応じて以下の保険料が追加で必要となります。

保険金額 ^{*6} (ご契約金額)	200万円	150万円	120万円
保険期間 32日から 34日まで	180円	140円	110円
39日まで	200円	150円	120円
46日まで	220円	170円	130円
53日まで	240円	180円	140円
2か月まで	260円	200円	160円
3か月まで	320円	240円	190円
4か月まで	380円	290円	230円
5か月まで	440円	330円	260円
6か月まで	520円	390円	310円
7か月まで	580円	440円	350円
8か月まで	640円	480円	380円
9か月まで	700円	530円	420円
10か月まで	760円	570円	460円
11か月まで	820円	620円	490円
1年まで	880円	660円	530円
2年 ^{*4}	3,520円	2,640円	2,110円

払い込みいただく保険料	基本補償	留学生賠償責任	留学生生活用動産	このカウンセリングサービス付き ^{*3}		
				プラン1	プラン2	プラン3
32日から 34日まで	18,040円 620円	26,930円 8,270円	24,650円 7,330円	16,700円 620円	20,530円 6,280円	13,630円 620円
39日まで	19,180円 680円	28,920円 9,060円	26,510円 8,030円	17,800円 680円	22,190円 6,880円	14,630円 680円
46日まで	24,180円 740円	34,770円 9,850円	32,240円 8,720円	22,780円 740円	26,990円 7,480円	18,770円 740円
53日まで	29,940円 790円	41,360円 10,630円	38,530円 9,420円	28,320円 790円	32,000円 8,080円	23,130円 790円
2か月まで	35,070円 850円	47,340円 11,420円	44,200円 10,120円	33,230円 850円	36,830円 8,680円	27,300円 850円
3か月まで	50,430円 1,060円	65,670円 14,180円	61,630円 12,560円	48,010円 1,060円	51,420円 10,770円	39,590円 1,060円
4か月まで	69,260円 1,290円	87,880円 17,330円	82,580円 15,350円	65,940円 1,290円	69,340円 13,170円	54,880円 1,290円
5か月まで	92,500円 1,500円	114,080円 20,080円	107,630円 17,790円	88,340円 1,500円	90,460円 15,260円	73,700円 1,500円
6か月まで	108,670円 1,710円	133,220円 22,840円	125,580円 20,240円	103,630円 1,710円	105,110円 17,360円	86,040円 1,710円
7か月まで	128,040円 1,910円	155,550円 25,600円	146,710円 22,680円	122,120円 1,910円	123,990円 19,450円	102,630円 1,910円
8か月まで	148,780円 2,120円	179,260円 28,360円	169,200円 25,120円	141,960円 2,120円	143,020円 21,550円	119,350円 2,120円
9か月まで	168,980円 2,320円	202,410円 31,110円	191,120円 27,560円	161,240円 2,320円	162,210円 23,640円	136,250円 2,320円
10か月まで	189,240円 2,530円	225,640円 33,870円	213,130円 30,000円	180,600円 2,530円	181,360円 25,740円	153,090円 2,530円
11か月まで	209,650円 2,740円	249,010円 36,620円	235,370円 32,440円	200,190円 2,740円	200,030円 27,830円	169,460円 2,740円
1年まで	229,780円 2,940円	272,100円 39,380円	257,250円 34,890円	219,420円 2,940円	218,990円 29,930円	186,120円 2,940円
2年 ^{*4}	459,560円 5,880円	544,200円 78,760円	514,490円 69,770円	438,840円 5,880円	437,960円 59,850円	372,230円 5,880円

- *1 主に以下のご契約向けにS2、T2タイプをご用意しております。
○ 保険の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の方のご契約
○ 申し込みに際して保険の対象となる方の同意(署名)をいただけないご契約
- *2 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。
- *3 詳細内容については「海外旅行保険パンフレット」をご確認ください。
- *4 保険期間が3か月超のご契約(除く、「包括契約に関する特約」がセットされているご契約)または「企業等の包括契約に関する特約」がセットされているご契約のお客様が対象になります。詳細内容については「海外旅行保険パンフレット」をご確認ください。
- *5 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料は代理店または弊社までお問い合わせください。
- *6 旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセットすることはできません。
- *7 扶養者が事故によるケガが原因で死亡または後遺障害が生じた時から予定留学期間までの年数等によってお支払い額が異なります。詳細は、補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)の留学継続費用保険金の「お支払い額」をご確認ください。
- *8 上記の保険料は、「保険期間=留学期間」を前提として算出した保険料となります。保険期間より留学期間が短いご契約の場合は保険料が異なりますので、代理店または弊社までお問い合わせください。

補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。



ご注意 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金については現地での保険金支払いができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任保険金	<p>お支払いする場合</p> <p>海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の物*2に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>*1 住宅とは? 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。</p> <p>*2 レンタル会社より契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。))に与えた損害*3を含みます。</p> <p>*3 居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。</p> <p>建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋(部屋内の動産を含みます。))の損害 部屋以外の損害</p>	<p>お支払い額</p> <p>損害賠償金の額</p> <p>※ 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	<p>たとえば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変*4 放射線照射、放射能汚染 ご契約者または保険の対象となる方の故意 職務遂行またはアルバイト業務に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) 航空機、船舶*5、車両*6、銃器(空気銃を除きます。))の所有・使用・管理に起因する賠償責任 受託品に関する賠償責任(*2で含める物はお支払いの対象になります。) 親族*7に対する賠償責任 <p>*4 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p> <p>*5 ヨット、水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。</p> <p>*6 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。</p>
留学生生活用動産損害保険金	<p>お支払いする場合</p> <p>海外旅行中に生活用動産*10が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合</p> <p>*10 生活用動産とは? 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品*11または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等および別送品は含みません。</p> <p>*11 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p>	<p>お支払い額</p> <p>携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額*12</p> <p>※ 乗車船券、航空券等については合計5万円を限度とします。</p> <p>※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。</p> <p>※ 同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。</p> <p>*12 損害額とは? 損害が生じた携行品の時価額*13とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*13のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料・旅券については再取得費用(現地にて負担した場合)に限ります。交通費・宿泊費を含みます。乗車船券、航空券等についてはその乗車船券、航空券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。</p> <p>*13 時価額とは、再取得価額*14から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。</p> <p>*14 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。</p> <p>※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※ スーツケース修理サービスをご利用いただくことで保険金のお支払いにかえることができる場合があります。サービスの詳細内容については「海外旅行保険パンフレット」をご確認ください。</p>	<p>上記①②に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 携行品の置き忘れまたは紛失*15 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊*16 温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出*16 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。
留学継続費用保険金 (留學生の場合のみ)	<p>お支払いする場合</p> <p>海外の学校*17に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*18の身体に重度後遺障害が生じた場合</p> <p>*17 学校とは? 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留學生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。</p>	<p>お支払い額</p> <p>扶養者*18が左記の状態となった時から予定留学終了時までの年数*19に留学継続費用保険金額を乗じた額</p> <p>*18 扶養者とは? 保険の対象となる方の親族*7のうち保険の対象となる方の留学費用を主として負担している方をいいます。</p> <p>*19 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。</p>	<p>上記①②に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*18の故意または重大な過失 扶養者のけんかや自殺行為・犯罪行為 扶養者*18の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 扶養者*18の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 扶養者*18が保険の対象となる方を扶養していない場合

*7 6親等内の血族、配偶者*8または3親等内の姻族をいいます。
 *8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)
 ①婚姻意思*9を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
 *9 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)



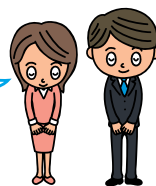
ご契約に関するご注意を記載しております。
ご契約の前に必ずご確認ください。

ご契約に関するご注意

- ① **留学、ワーキング・ホリデー先から保険加入を求められている場合について**：留学、ワーキング・ホリデー先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額（保険金額）に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認いただいたうえで、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。
- ② **付保証明書について**：保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。
- ③ **補償の重複について**：
 - ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ④ **保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑤ **保険証券、保険契約証または被保険者証について**：代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡するまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

素敵な海外生活になりますように、
お気をつけてお出かけください。



このチラシは海外旅行保険の留学生、ワーキング・ホリデー向けオプションの概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』および『海外旅行保険パンフレット』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このチラシの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時～午後6時に変更となります。

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

E14-85320改定201705
0703-GJ05-07159-201704